

令和2年6月23日

新型コロナウイルス感染防止を踏まえたイベント等の開催 及び公共施設の利用に関する方針の見直しについて

蕨市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る政府緊急事態宣言が解除され、これまで国及び埼玉県は、事業者、住民等に対する各種制限を解除するなど、社会経済活動が段階的に再開されていることから、本市においても5月26日に決定した「新型コロナウイルス感染防止を踏まえたイベント等の開催及び公共施設の利用に関する方針」を以下の通り見直しをすることとしました。

○市主催のイベントの開催・公共施設の利用について

(市民団体等による開催についても、以下に準じて取り扱うよう要請します。)

・6月末まで(50人超)及び7月から8月まで(100人超)と設定していたイベント等の規模制限を解除することとします。

・主催者・利用責任者は、開催・利用に当たり下記の事項に十分留意してください。

- (1) 手洗いの励行、手指の消毒、マスクの着用、定期的な換気といった感染防止対策を講じること。
- (2) 屋内においては、施設における利用定員の半分以下とするとともに、人との距離を十分確保すること。(できるだけ2メートル。最低でも1メートル。)
- (3) 飛沫が飛ぶ等、感染リスクの高い活動の開催・利用の可否は、慎重に検討すること。
- (4) 主催者・利用責任者は、名簿を作成するなど参加者・利用者の連絡先の把握に努めること。

※主催者・利用責任者は、会場や活動内容など個々のリスクの態様を勘案し、上記の措置を講じてもなおクラスターが発生する恐れがあるものについては、引き続き、開催・利用の可否を慎重に検討することとします。